

## 令和7年6月第3回本山町議会定例会会議録

### 1. 招集年月日及び場所

令和7年6月12日（木） 本山町議会議場

### 2. 応招議員

1番 吉川 裕三	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 澤田 康雄
10番 岩本 誠生		

### 3. 不応招議員

### 4. 出席議員

応招議員と同じ

### 5. 欠席議員

不応招議員と同じ

### 6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
参 事 大石 博史	総務課長 田岡 学	住民生活課長 前田 幸二
政策企画課長 澤田 直弘	まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 真紀	病院事務長 佐古田 敦子	

### 8. 議事日程

日程第 1. 議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（1区コミ  
ュニティーセンター）

日程第 2. 議案第55号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（2区コミ  
ュニティーセンター）

日程第 3. 議案第56号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（3区コミ  
ュニティーセンター）

日程第 4. 議案第57号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（4区コミ

ユニティーセンター)

- 日程第 5. 議案第 58 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（田高須コ  
ミュニティーセンター）
- 日程第 6. 議案第 59 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（松島コミ  
ユニティーセンター）
- 日程第 7. 議案第 60 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（屋所集会  
所）
- 日程第 8. 議案第 61 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（上関集会  
所）
- 日程第 9. 議案第 62 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（古田集会  
所）
- 日程第 10. 議案第 63 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町種  
苗センター）
- 日程第 11. 議案第 64 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町ラ  
イスセンター）
- 日程第 12. 議案第 65 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく  
畜産ミートセンター）
- 日程第 13. 議案第 66 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町上  
奈呂複合集会所）
- 日程第 14. 議案第 67 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふ  
れあいの郷清流館）
- 日程第 15. 議案第 68 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふ  
れあいの郷集会所）
- 日程第 16. 議案第 69 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（集落活動  
センターなめかわ）
- 日程第 17. 同意第 1 号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18. 同意第 2 号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19. 疎問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 20. 請願第 7-2 号 本山町商工会館移転に関する請願
- 日程第 21. 発議第 6 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書  
(案)
- 日程第 22. 発議第 7 号 消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る  
意見書 (案)
- 日程第 23. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 24. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資  
源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

## 追加日程第1．議案第70号 工事請負契約について

開会 13：00

○議長（岩本誠生さん）ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1．議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（1区コミュニティーセンター）

日程第 2．議案第55号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（2区コミュニティーセンター）

日程第 3．議案第56号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（3区コミュニティーセンター）

日程第 4．議案第57号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（4区コミュニティーセンター）

日程第 5．議案第58号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（田高須コミュニティーセンター）

日程第 6．議案第59号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（松島コミュニティーセンター）

日程第 7．議案第60号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（屋所集会所）

日程第 8．議案第61号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（上関集会所）

日程第 9．議案第62号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（古田集会所）

日程第10．議案第63号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町種苗センター）

日程第11．議案第64号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町ライスセンター）

日程第12．議案第65号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく畜産ミートセンター）

日程第13．議案第66号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町上奈呂複合集会所）

日程第14．議案第67号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷清流館）

日程第15．議案第68号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷集会所）

日程第16．議案第69号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（集落活動センターなめかわ）

○議長（岩本誠生さん） まず、日程第1、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（1区コミュニティーセンター）、以下同じでありますので、日程第2、議案第55号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（2区コミュニティーセンター）、日程第3、議案第56号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（3区コミュニティーセンター）、日程第4、議案第57号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（4区コミュニティーセンター）、日程第5、議案第58号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（田高須コミュニティーセンター）、日程第6、議案第59号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（松島コミュニティーセンター）、日程第7、議案第60号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（屋所集会所）、日程第8、議案第61号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（上閑集会所）、日程第9、議案第62号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（古田集会所）、日程第10、議案第63号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町種苗センター）、日程第11、議案第64号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町ライスセンター）、日程第12、議案第65号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく畜産ミートセンター）、日程第13、議案第66号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町上奈呂複合集会所）、日程第14、議案第67号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷清流館）、日程第15、議案第68号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷集会所）、日程第16、議案第69号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（集落活動センターなめかわ）、以上16議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。全般にわたって、今上程されました議案について、質疑があれば、質疑ありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） 指定管理の件でございますが、地区は地区の区長に対して責任者ということで出すと。ただこれ、班長とか地区の代表という方が替わった場合は、その指定管理はこの地区に委託したものか、その人に委託したものかについてちょっとお尋ねいたします。ですから、地区の区長は区長という任期があって、その区長が替わっても多分地区的区長に対してだと思いますけれども、地区の代表と班長が替わった場合にどうなるのか。この班に対して、指定管理を委託しているのか、その人に対してしているのか、その点についてちょっと教えていただければ幸いです。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）指定管理の指定の申請書等の手続につきましては、今読み上げました代表の方にそれぞれ送付をして、その地区内で協議をされて提出をされております。ですので、その地区的読み上げました班長、あるいは代表の方に指定管理をしておるというふうにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）的を射ないね。あの人替わった場合、議決案件は、施設管理者は施設名になっちゃうわけね。組織名になっちゃう。それで、人が入っていないわけ。だから、人を議決はしてないわけ。だから、そこを本山町としてどういう取扱いしているかと。人が替わっても、名義変更とかそういうこと関わりなく、次の区長さんにもう何々区長さんでそのまま継続するのか。それとも、また議決し直すのかとこういう質問ですよ。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）地区それぞれ代表の方にしておりまますので、替わったといえども名前を変更するということはございません。

○議長（岩本誠生さん）地区で議決をするということだね。そういうこと。

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(発言する声なし) ないようありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより一つ一つについて行なうかなきやいかんのですが、大変ご面倒おかげしますが、一つ一つの議決になりますので、ご協力を願いたいと思います。

議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（1区コミュニティーセンター）の討論を行います。発言の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第54号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（1区コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第55号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（2区コミュニティーセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第55号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第55号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（2区コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第56号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（3区コミュニティーセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第56号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第56号を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第56号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（3区コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（4区コミュニティーセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第57号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第57号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（4区コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第58号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（田高須コミュニティーセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第58号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第58号を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第58号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（田高須コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第59号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（松島コミュニティーセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第59号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第59号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（松島コミュニティセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第60号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（屋所集会所）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第60号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第60号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（屋所集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第61号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（上関集会所）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第61号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第61号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（上関集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第62号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（古田集会所）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第62号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第62号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（古田集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第63号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町種苗センター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第63号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第63号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第63号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町種苗センター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第64号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町ライスセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第64号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町ライスセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第65号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく畜産ミートセンター）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第65号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第65号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく畜産ミートセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第66号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町上奈呂複合集会所）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第66号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第66号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町上奈呂複合集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第67号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷清流館）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第67号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷清流館）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

これより、議案第68号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷集会所）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第68号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第68号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（汗見川ふれあいの郷集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第69号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（集落活動センターなめかわ）の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第69号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第69号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（集落活動センターなめかわ）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上、日程第1から日程第16の審議を終わります。

~~~~~

日程第17. 同意第1号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18. 同意第2号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第17、同意第1号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第18、同意第2号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 以上で、補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。

これより同意第1号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

同意第1号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第1号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号について討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

同意第2号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第2号については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第2号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次の議題に入ります前に、地方自治法第117条の規定によって、3番、永野栄一さんの退場を求めたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 13:24

再開 13:24

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第19. 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（岩本誠生さん）日程第19、諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

補足説明はありませんか。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 13:26

再開 13:28

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付いたしました意見のとおり答申いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

永野さんの入場をお願いします。

休憩 13：28

再開 13：29

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から追加議案が提出されております。議会運営委員会を開催したいと思いますが、議会運営委員会委員長よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 13：29

再開 13：46

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生さん）町長より、議案第70号 工事請負契約についてを追加提出されました。この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 工事請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1とすることに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：47

再開 13：48

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局に追加議案名を朗読させます。松葉事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）朗読を終わります。

ここで提出者の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）提案理由の説明を終わります。

~~~~~

#### 追加日程第1．議案第70号 工事請負契約について

○議長（岩本誠生さん）追加日程第1、議案第70号 工事請負契約についてを議題といたします。

補足説明を許します。中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）資料の配付。

○議長（岩本誠生さん）資料の配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：49

再開 13：51

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは中西建設課長、補足説明をお願いします。

○建設課長（中西一洋さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）ここ前のところを取壊しして建てる予定なんか。この金額にはもう解体費用等も含まれておる金額なんかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）大石議員のご質問にお答えします。

先ほど説明しましたが、取壊し等、新築工事に入っていますので、設計図の中に取壊し解体の費用が含まれております。

以上です。

すみません。前段の質問の中にありました建築場所につきましては、現在の大石地区集会所がある位置になります。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。もう1回。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）建築の間の消防車置いたり、集会所機能等は近くで使う予定なんか

お伺いします。

(「議長、参事」の声あり)

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）お答えします。

既に、南部分団大石地区につきましては、消防車は吉延地区で倉庫を借り上げ、入れております。諸機材については、近隣の倉庫を借り上げて対応しておるようにしております。また、その他の公民館機能については、様々な町の施設を利用して行うことで、地区で決定しております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）7番。

あそこの集会所のところの上がるところの左側に、ちょっと炊事場みたいなところがあるんですけども、あそこは別にそのまま置くんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）あの建物は地区の持ち物ですから、今回の工事には入っておりません。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)ないようです。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 13:58

再開 14:00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はもうありませんか。

(「なし」の声あり)質疑はないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり)なしと認めます。

議案第70号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第70号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第70号 工事請負契約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第20. 請願第7-2号 本山町商工会館移転に関する請願

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第20、請願第7-2号 本山町商工会館移転に関する請願の件を議題といたします。

提出されております請願書等を配付いたします。

暫時休憩します。

休憩 14:01

再開 14:02

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。請願については、委員会付託を省略できるものとし、その内容から、急を要するもの、結論が明白で議会全体に異論はない認められるような場合であり、請願第7-2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり） ご異議ないようありますので。

したがって、請願第7-2号 本山町商工会館移転に関する請願については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

請願第7-2号に関する紹介議員、2番、川村太志さんの請願内容の説明を求めます。2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん） 請願の趣旨に賛同し、紹介議員として説明いたします。

町内には約170社以上の商工業者があります。食料や生活必需品等を購入する場所でもあり、多くの住民の働く場所でもあります。地域の事業者の営業活動は、まさに地域住民の暮らしのものを守ることに直結します。

本山町商工会館は、昭和48年に建てられ、50年が経過しています。十分な耐震ができておらず、災害時の備えに大きな懸念があります。想定される南海トラフ地震が発生した際には、商工会館の被災リスクが高く、職員や来客者の安全確保ができないのはもちろんのこと、被災した事業者の支援ができなくなるおそれがあります。もし、事業者が被災すれば、できるだけ早期に事業を再開したり、事業継続できるように国や県などのメニューを活用して支援するのが、商工会の役割になります。しかしながら、このまま現状を放置していると商工会館が被災し、地域の事業者の支援ができず、住民の暮らしにも支障を来すことが懸念されます。

これまで、商工会としても町への要望活動を継続して実施しています。今回請願書にあるように、災害時でも商工会業務が継続できる被災リスクの低い建物への早期移転に向けて、まずはいつ起こるか分からない災害時に備え、緊急的に商工会業務ができる代替施設を決めることが、また併せて、商工会館の移転先候補について本格的に協議することが、町の商工

振興にとって喫緊の課題であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する声なし) 質疑ないようありますので、質疑終わります。

討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) 討論なしと認めます。

これより請願第7-2号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

請願第7-2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、請願第7-2号 本山町商工会館移転に関する請願は、採択とすることに決定をいたしました。

なお、執行部におかれましては、請願の趣旨に従い適切な対応をしていくことを求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

紹介議員におかれでは、その責により本内容についてを注視していくことをお願いするとともに、議会としましても請願の処理状況と必要な措置が講じられるよう注視していくことといったしております。請願者に対して採択の旨報告をしたいと思います。採択をいたしました。

~~~~~

#### 日程第21. 発議第6号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生さん）日程第21、発議第6号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の趣旨説明の前に意見書案の朗読を必要とする場合は、事務局にこれを朗読させたいと思いますが、朗読を省略してもよろしいですか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議ないようありますので、朗読を省略することといたします。

それでは、提案者に意見書（案）の提案並びに趣旨説明を求めます。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、8番、大石教政さんの提案並びに趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許します。ないですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）1点だけ、非常に分かりにくい趣旨説明でしたんで、1点だけお伺いします。

現在、令和4年度から未就学児童に対しましては、たしか減免措置がなされておりますが、この今回の意見書は、それを18歳まで全額減免しろということで解釈でよろしいんか、その点、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）18歳まで全額免税ということで。やはりこう子ども等の負担を軽くするべきということで出しております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番分かりましたか。いいですか。

○1番（吉川裕三さん）はい。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようありますので、質疑がなしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

お諮りします。発議第6号の意見書（案）を原案のとおり提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

#### 日程第22. 発議第7号 消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書

（案）

○議長（岩本誠生さん）日程第22、発議第7号 消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書（案）を議題といたします。

提案者の趣旨説明の前に意見書案の朗読を必要である場合は、事務局にこれを朗読させたいと思いますが、朗読は省略してもよろしいかどうかお伺いします。省略してもよろしいか、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）じゃ、朗読は省略することにいたします。

それでは、これより提案者に意見書（案）の提案並びに趣旨説明を求めます。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、4番、松繁美和さんの提案並びに趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許します。ありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、これより質疑を行います。質疑の申出はありません

か。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）意見書の案の前段に、「食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続き」という文言があります。意見書としては、消費税減税とインボイス制度廃止を求めということになっていますが、いわゆるこの物価高騰というのは、ずっと続くわけではないと思うんですけども、インフラ2%以上の成長制約をしているとか、円安の影響があって、こういう状態になっていると思うんですけども、この意見書は、永続的というか、恒常に消費税減税とインボイス制度の廃止を求めるものなのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ご質問ありがとうございます。

今、当面は、この暮らしを立て直すための消費税減税を求めておりまますし、そして、インボイス制度については、この間、この議会でも、インボイス制度に導入の時点から反対するというようなことの要望は出ておりましたので、インボイスについては、制度廃止を、制度そのものを廃止することを求めておるもので。消費税減税については、今どう対策していくかは、これは財源も含め、国会の課題だとは思っておりますけれども、諸外国では、既に限定的にこの物価高騰、コロナのあたりから消費税を当面減税しているとか、少し廃止をしている。そのことを継続しているというところもございますので、そうした取扱いについては、減税については、取りあえずこの物価高騰の一旦見直しというか、していただきたいというのが主な趣旨でございます。並べて書いてありますけれども、両方とも特に永久にとかいうようなことを求めるものではなくて、今の物価高騰への対策ということで陳情が来ておるもので。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん、よろしいですか。

○3番（永野栄一さん）はい。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）一応反対ということで、理由は、現在福祉等含めて社会保障関係の予算といいますか、経費が大変増大しているところです。私は、この物価高騰というのは一時的なものであって、もし先ほど提出者が説明されたようなことであれば、例えば、期限付の消費税減税とかいう文言であれば賛成ですけれども、この期限付でない消費税減税というのは、まず一つ反対です。

それから、インボイス制度については、いろいろな意見があると思いますけれども、今8%、10%ということで、今回インボイス制度が…（聞き取り不能）と書かれたわけですが、その今回やることによって、消費税の取り扱っているところが明確になって、二重消費税課税にならないというようなメリットがありますし、そもそもインボイス制度を

使う人は事業間同士なので、簡易課税事業者だとか消費者を相手のところは、インボイス制度はやらないといいし、中小企業の規模の小さいところ、課税売上高のところが1,000万円以下のところは、特に必要ないということありますので、特にこれは廃止しなくとも、私はいいんじゃないかというふうに考えています。

以上、反対討論とします。

○議長（岩本誠生さん） 反対討論は終わりました。ほかに賛成討論はありませんか。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） 賛成の立場で討論させていただいております。

まず、物価高騰ということが出ましたが、まず、2022年度の消費者物価指数は2.5%の上昇、2023年度は3.2%消費者物価、昨年度が2.7%で、直近この4月のデータでは、前年度が3.6%とずっと消費者物価指数が上がってございます。逆に、物価が上がるということは、消費税は増収になっているということです。ですから、物価が上がった分、例えば、100円の物が200円になれば、同一消費税であれば、消費税は倍になると。特に主食であるお米の場合、倍以上になっているから、その分消費税が当然増えているということで、一時的に消費税を減免するのも一つの方策ではないか。

実際、昨年度の日本国の税収の上振れに対しましては、3.8兆円の税収の上振れがあり、その上振れ分を根拠として、このたび国民1人当たりのお金を配りましょうかという話も出ております。ですから、税収の上振れがあって配るぐらいだったら、最初から取らないようしようと。物価が上がっているんであれば、消費税はその分増収になるんだから、一時的に現在の8%、10%も5%にしても、その分十分な税収が確保できると。

また、税収不足よく言われるのが、消費税を下げたら年金を3割カットしなければならない。社会福祉の財源になっているという話がございますが、例えば現在、建設国債の社会的割引率が4%になっております。それを1.5%にすれば、十分それが貯まるだけの建設国債を発行して、それ以外のお金は一般財源として使用ができるということで、十分財政的な確保もできますし、消費税を減税することによって、景気の浮揚を図り、消費者、まずは働く人、国民の生活が苦しい、それをやはり政府としては少しでも緩和するということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） ほかに討論の申出ありませんか。

（発言する声なし） ないようですので、討論はこれで打ち切ります。

これより採決を行いますが、反対者がおりますので、この意見書につきましては、採決を起立によって決定したいと思います。

それでは、発議7-2号の意見書につきまして、提出することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数あります。

したがって、発議第7号 消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先につきましては、議長に一任願います。

~~~~~

#### 日程第23．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第24．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第24、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出され、あわせて各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定による所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、本件について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じたいと思いますが、本定例会の日程も全て終了しておりますので、閉会前に町長より発言が求められて

おりますので、これを許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出いたしました財産の取得について1件、専決処分等の報告が5件、条例の一部改正をする条例が1件、令和7年度本山町一般会計補正予算（第1号）など補正予算議案2件、本山町公の施設の指定管理者の指定についてが16件、同意、諮問案件が3件、追加議案が1件の合計29件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また貴重なご意見、ご提言等をいただいております。すぐに取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。課題もたくさんございますが、今後、職員と共に一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

さて、生まれ育った本山町を誇りに思えるまちづくりに挑戦したいと、町民の皆様と一緒にになって活力ある明るい本山町にとの思いを持って、町長に就任して3年6か月が経過をいたしました。就任後、様々な課題に直面をいたしました。更新住宅事業、病院職員の給与未払い問題、土佐本山橋交差点改良、四季菜館等産業振興センターの活用など、そして、就任してから分かったことなどもたくさんありました。また、コロナ対応もございました。解決したこと、解決できていないことがあります、議会の皆様や町民の皆様にもご相談しながら、一つ一つ解決の方法を考えながら対応をしてきたところでございます。

そんな中でも、本山町では多くの若い後継者ががんばっています。商工業だけでなく、農畜林産業でも同様です。異なる産業間の後継者による連携グループを立ち上げ、本山町を元気で楽しい町にしたいという思いを具体的に実現しますとして、本山町商工会や観光協会の皆様、JA本山青壮年部やアウトドアヴィレッジの関係者、汗見川や行川の集落活動センターの皆様、そして、1区区長さんをはじめ、区長さんに加わっていただきまして、本山まちなか活性化推進委員会を設置し、本山まちなか活性化計画を策定し、その実現に町民の皆様とも一緒に取り組んでいるところでございます。

中学生や高校生がまちなか活性化事業に関心を示していただいていることに大変うれしく思います。自分が生まれ育った町を意識する。留学生には、本山町のまちづくりの加わってもらう。高知大学やJICAの皆様とも連携する。こうした広がりを感じているところでございます。引き続き、この取組を皆様と進めるとともに、全町に広げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

産業振興では、営農継続支援事業として、農業機械の導入や修繕への支援、堆肥センターの整備と堆肥を活用した環境保全型の農業の推進などにも取り組んでまいりました。また、商工会の皆様と連携しまして、商工業の振興にも取り組んでまいりました。引き続き、基幹産業である農畜林産業と商工業の振興に着実に取り組んでまいりたいと存じます。

地域で安心して生活していくために、また持続可能な地域づくりにとって、医療の確保は

なくてはならないものです。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療、介護、予防、住まいや生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、健康長寿のまちづくりを進めるため、その要となる公立病院嶺北中央病院を守っていかなければなりません。

安心して子どもを産み育てる環境と育児の不安や孤立を解消し、子どもを大切にし、健やかな成長を図る支援体制を進め、この町で子育てがしたいと思ってもらえるようなまちづくりをということで、一時保育や不妊治療の助成、就学前までの育児助成、産後ケア事業などを制度化をしてまいりました。少子化対策、子育て支援に今後とも積極的に取り組んでまいります。

また、教育や文化活動の推進、観光や交流人口、関係人口の拡大も重要な取組でございます。一方では、大変厳しい財政状況の下、予算編成では、財源確保など慎重な財政運営に当たってまいりました。少しでも行政について身近に感じてもらえるよう、情報発信にも取り組んでいるところです。町内外の方々から「町長日記、町長室日記見てます」と声をかけていただくことがあります。こうした見ていただいている皆様を意識し、情報発信に取り組んでまいりたいと思います。

引き続き、これまでの取組を着実に進めるとともに、特に県の人口減少対策総合交付金などを活用して、人口減少、少子化対策に取り組むとともに、若者の交流事業や移住定住等を含めました住宅確保対策に、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、頻発する風水害の大規模災害や南海トラフ地震への備えも急務となっております。こうした町民の皆様と共に取組を進めていることや、様々な課題の解決に向か、取組を着実に進めるために、11月に予定されております町長選挙に2期目を目指してチャレンジすることを決意をいたしました。6月議会定例会閉会の場をお借りして、誠に恐縮に存じますが、私の思いを表明をさせていただきました。

さて、6月議会定例会が終了しますと、夏に向けて様々な行事の実施が準備されております。町民の皆様が事故や病気などに遭われませんように、また水の事故などに遭われませんように、祈願する町民祈願祭・水神祭、汗見川清流マラソン大会、それから町民祭、消防団操法大会が今年は本山町大会、そして嶺北連合会大会など、めじろ押しとなっております。一方では、引き続く燃料や日用品、飼料や肥料などの物価高騰により、町民の皆様の生活や産業に大きな影響を与えております。そうしたことに思いを寄せて、行政運営に当たってまいりたいというふうに思います。

梅雨入りし、体調管理も難しい季節となってまいりました。また、梅雨から台風シーズンへと風水害にも警戒をしていかなければなりません。議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますよう、また町民の皆様の生活が安心・安全でありますようにご祈念を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。長時間にわたります熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）町長からの閉会の挨拶でございました。

それでは、閉会に当たりまして、私のほうからも一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今回もまた、皆さん方のご協力によりまして、スムーズに議事進行ができ、終了を迎えたことを、誠に感謝を申し上げたいと存じます。

町長がいつになく長い挨拶をされましたので、一体何があるんだろうかと思っておりましたところ、11月の抱負を語られました。今までの町政に携わってきたこれまでの総括的なことも、皆さん方のほうに心を込めて話があったところでございます。

昨日、一般質問の中ではなかなか心の準備はまだできていなかったというふうには思うんですけども、今日ははっきりと皆さんの中で11月選挙に立候補するんだと、出馬するんだという決意表明を聞くことができました。議会としてもそういうことで、また受け止めておいていただきたいと思います。

なお、今度の23日からは、議会の報告会と意見交換会が、各5か所にわたって行われます。皆さん方には資料を事前にお配りしてございますので、それにつきましてはお目通しをいただきて、何とかこの報告会、意見交換会によって、いろいろの意見を集約し、それがまた、町政に生かせるような方法を我々も考えていかなければならないと思うんであります。特に初日、プラチナセンターで行われますが、全員の議員さんに参加していただいての会合になりますし、たくさんの地区からも来ることが予想されております。そういうことで、十分な準備をする必要があるというふうに思いますので、どうかくれぐれもよろしくお願ひをいたしたいと思います。

本議会が皆さん方のご協力によって無事終わったことを感謝申し上げるとともに、さらにこれからも議員活動、議会活動に精励されますように私も含めてがんばってまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願ひをいたしまして閉会の挨拶をいたしたいと思います。

それでは、これをもって令和7年第3回定例会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和7年6月12日

午後 2時40分 閉会